

役員候補推薦委員会 規程

目 的

本協会規約の「第4章、第7条」に定める役員の中の「会長・理事長」候補者を選出するために設置する。

趣 旨

候補者選出するにあたり、本協会設立趣旨、理念および活動方針について深い見識と専門的な知識、また経験を有し、時代に応じた改革を推進するに相応しい人格と意欲があり、健康で業務に支障のない候補者を選考する。なお、選考に当たっては透明性が高く、円滑な選出を行う。

委員会の構成

- ①委員会の委員は理事長が推薦した3名以上5名以内の委員より構成し、理事会の承認を得る。
- ②委員会には、委員長1名、副委員長1名、書記1名を置き、互選で選出する。
- ③委員長は手順書（別紙1）に従い会議を進め、会議の議長を掌る。
- ④副委員長は委員長を補佐し、委員長不在時は議長を掌る。
- ⑤書記は議事録を作成し、速やかに委員に配布する。メールも可とする。
- ⑥委員の代理は認めない。
- ⑦委員に欠員が生じた場合は、理事長の了解を得て委員の補充を行う事ができる。

委員の任期

委員の任期は役員改選期の前年4月に行われる理事会・評議員会で発足し、新役員が翌年4月の理事会・評議員会にて承認されると共に解散となる。

会 議

- ①委員会の会議は、委員長が招集する。
- ②会議は非公開とする。
- ③会議は余裕をもって開催できる日時、時間を定める。
- ④会議における論議経過は、書記作成の議事録をもってそれに当てる。
- ⑤委員会の決議は話し合いを基本とし、必要ある場合は委員会に諮り票決とする。その方法は全員無記名投票とする。委員長・副委員長・書記も投票権を有するものとする。投票用紙などは事前に事務局で用意する。
- ⑥委員は会議など、選考過程で知りえた情報を他に漏らしてはならず、退任後も同様とする。
- ⑦会議は委員数の過半数以上の出席をもって開催する。

意見聴取

委員長並びに委員は、本協会の健全かつ円滑な事業遂行および運営管理等に適した人材を選考するにあたり、（理事会に推薦するために）本協会役員から意見を聴取することが出来る。

候補者の募集

- ①自薦・他薦を問わず、公募とする。
- ②応募できる推薦母体は、神奈川県体操協会、および加盟団体のみとする。
- ③推薦（自薦・他薦を問わず）人数は会長・理事長ともに各１名までとする。
- ④本協会の設立と本規程の趣旨にふさわしい人材であること。
- ⑤推薦母体の理事長（委員長など）は、所定の推薦用紙（別紙２「**自薦（立候補）**」）、（別紙３「**他薦（推薦）**」）に候補者の希望役職、立候補の抱負（自筆）、自薦・他薦を問わず母体としての推薦理由を添え、定める期日までに事務局、理事長に提出する。なお、抱負については、必ず記入を要するものとする。

候補者の選考と推薦

- ①委員長は委員を代表して委員を招集し、理事長から受領した次期会長・理事長候補者の推薦用紙（別紙２と別紙３）に基づき、委員会で選考し、選考結果を理事長に報告・提出する。なお、報告する際に選考結果に至った経緯と理由を説明する。理事長は記載内容を精査し、理事会に提出する。
- ②理事長は理事会で委員会から出された原案を審議するにあたり、あらかじめ当該候補者の承諾を得なければならない。
- ③理事会は、本委員会が選定した候補者や審議の結果が不適当と判断した場合には、本委員会に対して再審査を求めることが出来る。

本規程の変更

本規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

- １ この規程は、令和２年４月１日より施行する。